

令和元年度指定管理者運営状況検証シート

県所管課	保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課
------	--------------------

1. 施設名等


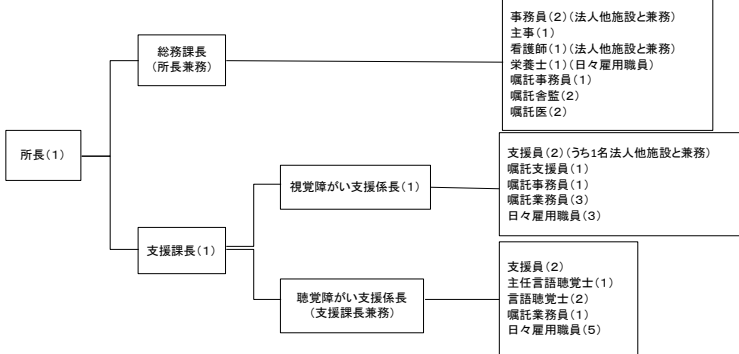
施設名 (設置年月日)	愛媛県視聴覚福祉センター (平成7年11月1日)	所在地 電話 HP	愛媛県松山市本町六丁目11番5号 089-923-9093 https://www.sityoukaku.pref.ehime.jp/index.php
----------------	-----------------------------	-----------------	--

令和2年3月31日現在

2. 指定管理者

指定管理者名	社会福祉法人 愛媛県社会福祉事業団	指定期間	平成31年4月1日 ~ 令和6年3月31日 (5年間)
--------	-------------------	------	--------------------------------

3. 施設の概要と指定管理者が行う業務等

設置目的	視聴覚障がい者の自立と社会参加を一層促進するため、総合的な福祉サービスの拠点となるような複合施設として、視聴覚障がい者への情報提供や各種訓練、ボランティアの養成、文化活動の支援等を行う。	施設の外観 
施設内容	多目的ホール、和室、調理実習室、ビデオ製作室、ビデオ発送室、ビデオ貸出利用室、情報機器利用室、試写室、点字出版物製作室、日常生活訓練室、会議室、研修室、居室(5室)、浴室、書庫、録音室、点字図書発送室、閲覧室、聴読室、プリント室、教室、ボランティアルーム、言語学習室、相談室、食堂、厨房、医務室、太鼓練習室・言語聴覚訓練室、駐車場(14台)等	
指定管理者が行う業務	①視聴覚福祉センターの事業の実施に関する業務 ②視聴覚福祉センターの利用の許可に関する業務 ③視聴覚福祉センターの利用に係る料金の収受に関する業務 ④視聴覚福祉センターの利用の促進に関する業務 ⑤視聴覚福祉センターの施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務 ⑥その他知事が定める業務	
施設の管理体制		
利用料金等	利用料金制 <input checked="" type="checkbox"/> 採用している <input type="checkbox"/> 採用していない 前年度からの変更 <input type="checkbox"/> あり <input checked="" type="checkbox"/> なし (変更ありの場合、その内容) -	
開館日・開館時間	開館日: 祝日、12月28日~1月4日以外の日 開館時間: 9:00~21:00(点字図書館・点字出版・聴覚障がい者情報提供施設: 9:00~17:00)	

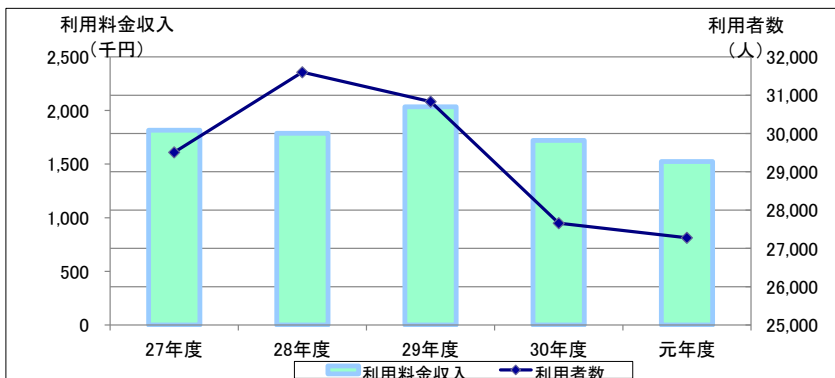
4. 指定管理業務に係る県の委託料(協定締結額)

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
県委託料(千円)	104,276	104,276	104,276	104,957	107,881	107,921

5. 施設の利用状況

(1) 施設の利用者数と利用料金収入

年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	対前年度増減率
利用者数(人)	29,508	31,601	30,832	27,659	27,277	△ 1.4 %
利用料金収入(千円)	1,816	1,787	2,034	1,721	1,524	△ 11.4 %



(2) 利用者数、利用料金収入の増減理由

対前年度増減率が±5%以上の場合、その理由

(利用者数)

-

(利用料金収入)

新型コロナウイルス感染拡大により、利用の自粛や施設の一部を利用停止したため、利用者数が減少し、利用料金収入が減少した。

6. サービスの質向上に向けた取組み

ア) サービス向上を図る主な取組み

(○は指定管理者制度導入以降、継続的な取組み、☆は令和元年度の新たな取組み、※は利用者からの要望により実施)

令和元年度の内容	令和2年度の内容(予定含む)
<p>○各種媒体や内容に応じて視聴覚障がい者に配慮した事業の広報を、広く県民に対して行った。</p> <p>○館内に意見箱を設置し、利用者の声をサービス向上に反映させた。</p> <p>○センターの円滑な運営・利用者サービスの向上を図ることを目的に愛媛県視覚障害者協会、愛媛県聴覚障害者協会、愛媛難聴者協会等との運営連絡会を開催。</p> <p>○館内に無線LANシステムを整備し、情報通信環境の利便性の向上を図るとともに、えひめFree Wi-Fi に参加し広く利用者への周知を行った。</p> <p>○センター文化祭や地域福祉講習会時に最新の機器が体験できる機会を設けることで情報障害の解消と生活向上の支援を図った。</p> <p>○聴力検査防音室に続き騒音計を更新するなど、設備の充実にも努め精密な聴力検査の実現を図った。</p> <p>○ホームページをスマートフォンやタブレットにも対応した。</p> <p>○ホームページを、利用者が不安を抱かないようサーバをSSL化するとともに、フォントサイズやコントラストを弱視の方や高齢者にも分かりやすいよう変更した。</p> <p>☆「障がい者にやさしい愛顔のまち連携事業」では、行政機関、医療・保健機関、教育機関、企業(宿泊施設、小売業等)の職員、ボランティア関係者を対象に、地域全体で視聴覚障がい者に対するコミュニケーション力を高め、当事者の社会参加を促進するため、視聴覚障がい者への接し方に関する講習会を行った。</p> <p>☆交流サロンでは美術館や関係機関だけでなく、地域住民にご協力いただき一般参加者との交流の場を設け、視聴覚障がい者への地域住民の理解を図った。</p> <p>☆えひめ障がい者就業・生活支援センターと連携し視聴覚障がいのある方の就業や就労に関する相談会を実施した。</p> <p>※多目的ホールのピアノの調律を行い、利用促進に努めた。</p>	<p>○視覚障がい者を対象とした生活技術向上訓練の通年実施</p> <p>○視聴覚障がい者の自立と社会参加のための各種事業を推進する拠点施設として、社会環境の変化に即した総合的な福祉サービスを展開する。</p> <p>○事業実施に当たっては、利用者の声や目線に合わせた公平なサービスと利用者個々のライフスタイルに適合した計画的なサービスを提供する。</p> <p>○県下全域の関係機関・団体等との密接な連携を図りながら、視聴覚障がい者の支援や関係ボランティア等の人材育成を行う。</p> <p>○各種研修会は、受入れ人数を検討しニーズに対応する。</p> <p>○障害者差別解消法施行に伴い、行政、関係機関と連携し、視聴覚障がい者に情報提供を行う際に必要な点字や字幕等の作製や環境整備に努め、視聴覚障がい者に配慮された社会実現を図る。</p> <p>○希望する団体に対し、「障がい者にやさしい愛顔のまち連携事業」として視聴覚障がい者福祉に関する講座を実施し、希望する学校(児童・生徒)に対しては、「点字手話体験教室」を行い、視聴覚障がい者福祉への理解・啓発を促進する。</p> <p>☆新型コロナウイルス感染症等の感染拡大防止対策</p>

イ) 利用者からの声への対応状況(令和元年度)

利用者からの評価や苦情・要望の主な内容	利用者からの苦情・要望への主な対応状況
<p>センター内での写真撮影に対し、来館者に対して勝手に撮影しないよう周知してほしい等の意見があった。</p>	<p>館内への掲示、講習会や交流サロンでの募集要項への記載を徹底し対応した。</p>

7. 令和元年度実績に係る施設の利用状況及びサービスの質向上に向けた取組みに関する確認・検証

指定管理者の自己検証	県の施設所管課の確認・検証意見
<p>新型コロナウイルスの影響を受け、2月後半から事業の休止や貸館のキャンセル等により総利用者数は減少したが、生活技術訓練における利用人数は、利用者ニーズの把握に積極的に努めたことで、前年度比50%増という目標を達成した。</p> <p>また、「障がい者にやさしい愛顔のまち連携事業」等、行政機関、医療・保健機関、教育機関、企業(宿泊施設、小売業等)の職員、ボランティア関係者を対象に、視聴覚障がい者への接し方に関する講習会を積極的に行うなど、地域全体で視聴覚障がい者に対するコミュニケーション力を高め、当事者の社会参加の促進に努めた。</p>	<p>2月後半より新型コロナウイルス感染症の影響を受け、年間の利用者数・利用料金収入は減少したが、1月までの利用者数は増加している。また、利用者のニーズに対応することで、生活技術向上訓練利用者数は前年度比50%増と当初の目標を達成しており、障がい福祉の向上に努めた点は評価できる。</p> <p>また、当事者の相談・訓練のほか、幅広い組織を対象とした講習会等を開催しており、地域全体で障がい者の社会参加の促進を行い、視聴覚の中核として施設の役割を果たしている。</p> <p>今後とも、利用者への丁寧な対応や、他団体との連携を図り、サービス等の向上に努めていただきたい。</p>

8. 指定管理者制度の導入による効果と課題の検証

<p>生活技術訓練等のニーズの把握に努め、需要に迅速に対応していること等は指定管理者制度導入の効果として認められる。</p> <p>一方、今後の課題としては施設の老朽化が認められるため、計画的な修繕管理が必要と見込まれる。また、読書バリアフリー法による障がい者等の読書環境の整備や、新型コロナウイルス感染症による感染拡大防止に係る環境整備等、各事業の実施方法を検討する必要がある。</p>
--